

東日本大震災支援本部設置要綱

(設置)

第1条 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に関して、被災地に対し、必要な支援を行うことを目的として東日本大震災支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 支援本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 当該地震に関する情報の収集
- (2) 庁内における情報の共有
- (3) 当該地震に関する市民等への情報提供
- (4) 被災地への義援金、募金、物資等の募集に関する事項
- (5) その他被災地支援に係る事項

(構成等)

第3条 支援本部の会議（以下「支援本部会議」という。）は、次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 三田市庁議規程（平成16年三田市訓令第5号）第6条第1項第1号から第4号までに掲げる者
- (2) 議会事務局長

2 支援本部会議に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長に市長、副本部長に副市長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、必要に応じて、その職務を代行する。

(会議)

第4条 支援本部会議は、被災地状況や兵庫県、近隣市町等の動向を踏まえ、必要の都度、本部長が招集する。

2 本部長が特に必要と認めた場合は、支援本部会議に構成員以外の関係課の職員を出席させることができる。

(庶務)

第5条 支援本部会議の庶務は、防災担当課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、支援本部が解散された日にその効力を失う。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月7日から施行する。